

直方市水道事業水道施設等管理業務委託
仕様書

直方市殿町7 番1 号

直方市 上下水道・環境部 水道施設課

直方市 上下水道・環境部 水道管理課

1. 委託業務名

直方市水道事業水道施設等管理業務委託

2. 委託場所

直方市及び宮若市

3. 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

- (1) 配水管、送水管及び導水管の修繕工事
- (2) 公道及び民地内に布設された給水管の修繕工事
- (3) 市の休日(直方市の休日を定める条例第2条第1項の各号に掲げる日をいう。以下、「市の休日」という。)及び緊急時における職員の待機
- (4) 修繕工事に伴う舗装の復旧工事
- (5) 検定満期の水道メーター器交換及び撤去に関すること(宮若市を除く)
- (6) その他、発注者が指示する工事及び調査・点検・随時の水道メーター器交換及び撤去等

5. 業務の履行

- (1) 受注者は、直方市水道事業給水条例、その他関係規程及び直方市水道事業標準単価表に基づき迅速かつ適切に業務を履行しなくてはならない。
- (2) 受注者は、業務の履行に24時間対応できる体制を整えていなければならない。
- (3) 受注者は、業務の依頼を受けた当日のうちに業務を履行するものとする。ただし、本契約業務により当日の履行ができない場合のみ、その旨を発注者に報告し、発注者と協議の上、日程の調整を行う。
- (4) 受注者は前項の規定による当日の施工状況を、翌日までに発注者に報告しなければならない。なお前項ただし書きの報告及び承認については、別に定める日程により行わなければならない。
- (5) 受注者は、発注者から旧水道メーター器のデータの交付を受けた後に確実な業務履行計画を策定し、発注者へ提出すること。
- (6) 交換及び撤去する水道メーター器は口径13mmから100mmのうち発注者が指示するもので、月間の交換予定個数は約400個とする。なお、水道メーター器交換に必要な水道メーター器・パッキン・逆止付パッキン及び撤去の際に取付ける閉栓プラグは発注者が支給する。
- (7) 受注者は、円滑な水道メーター器交換作業実施のため、大口径及び医療関係施設、官公庁、飲食店等の水道使用者または建物管理者と事前調整を行なうこと。
- (8) 水道メーター器交換及び撤去の業務実施日及び実施時間は、市の休日以外の日で午前8時30分から午後5時00分までとする。ただし、事前調整の結果、業務を実施する必要が生じた場合であって、発注者に報告し、発注者が認めたときはこの限りでない。
- (9) 受注者は、水道メーター器交換及び撤去の業務の履行において、水道使用者等に対し損害を

与えたときは、早急に誠意をもって受注者の費用で調査、修繕及び賠償を行うものとする。ただし、水道メーター器交換及び撤去業務に起因する漏水等が発生した場合は、速やかに発注者に報告し指示を受けること。

6. 職員の待機

- (1) 受注者は市の休日及び発注者が指示する日の午前8時30分から午後5時まで、職員1名を事務所に待機させなければならない。
- (2) 待機日に発注者から要請があった現地調査の費用については委託料に含むものとする。

7. 成果品

- (1) 受注者は、修繕工事実施後、修繕工事報告書、舗装復旧工事報告書及び待機報告書を、実施月の翌月10日までに提出すること。なお、報告書には、工事内訳書、修繕工事受付票、工事写真及び交通誘導員総括表を添付すること。
- (2) 受注者は、水道メーター器交換及び撤去作業実施分について、翌日に新旧メーター番号及び指針を記載した日報を発注者へ提出すること。
- (3) 受注者は、水道メーター器交換及び撤去の作業終了後作業報告書を、実施月の翌月10日までに提出すること。なお、作業報告書には、新旧メーター番号及び指針を記載のうえ着工前、交換作業中、完成及び旧水道メーター器の最終指針の写真をCD-R等の記録媒体に保存したものを添付すること。
- (4) 受注者は、発注者の検査を受けた後に委託料を請求するものとし、発注者は支払い請求を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

8. 作業員名簿

- (1) 受注者は、契約後速やかに作業員名簿を提出すること。
- (2) 受注者は、業務実施にあたり発注者発行の身分証明書を常時携帯するものとし、業務履行時に関係人の請求があれば速やかにこれを呈示し、住民との無益な摩擦や紛争を起こさぬよう十分注意しなければならない。

9. 法令遵守

その他、関係法令を遵守すること。